

小金井市立小・中学校版 感染症予防ガイドライン (新型コロナウイルス感染症)

目次

感染症対策に関する基本的な考え方	1
I 学校運営編	
1 感染症予防策の徹底	1
2 教育活動上の留意点	3
3 児童・生徒等の心身の状況の把握と心のケア等	8
4 登校の判断	9
5 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別	10
6 教職員の健康管理	10
II 臨時休業編	
1 学校において感染者等が発生した場合の対応	11
2 地域の発生状況を踏まえた措置	14
添付資料	
・清掃チェックリスト	
・健康チェック表	

令和4年5月 小金井市教育委員会

～感染症対策に関する基本的な考え方～

感染症対策においては、一人一人の感染予防に関する行動が、自分の命を、家族を、大切な人を、社会を守ることにつながる。また、感染症拡大防止のため、医療や社会生活を維持する業務の従事者等、最前線で尽力されている方々により、私たちの生活は成り立っている。今後、感染症対策に留意しながら学校教育活動を取り戻していくに当たっては、教職員、児童・生徒、その保護者、その他の学校関係者などの全員が、この認識を共有していくことが重要である。

そうした共通認識の下で、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、「3つの密」を避けるために身体的距離を確保する（ソーシャルディスタンス）など、学校内外で「新しい日常」を実践することが必要である。

そのため、学校内外において、以下の対策を徹底して講じる必要がある。

- 正しいマスクの着用（不織布マスクを推奨）
- 3つの「密」（密閉・密集・密接）の1つ1つを回避する。
 - ★ 換気の悪い密閉空間
 - ★ 多くの人々が密集している状況
 - ★ 互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為
 - ※ 特に、「3つの密」の条件が同時に重なる状況は必ず回避する。
- 正しい手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を行う。
- 児童・生徒、教職員の健康観察を行う。
- 日頃の連絡体制を確認し、確実に連絡が行き渡る体制をつくる。
- 学校医や学校薬剤師等と連携した校内保健管理体制を整備する。

上記の対策のうち、一人一人が特に徹底すべき対策を「感染症基本行動5か条」として定める。

「感染症基本行動5か条」

- ✓ マスクを正しく着用（不織布マスクを推奨）
- ✓ 3つの「密」を徹底的に回避（換気と距離の確保）
- ✓ 正しいタイミングと正しい方法での手洗い
- ✓ 消毒の徹底
- ✓ 健康観察の徹底

I 学校運営編

1 感染症予防策の徹底

(1) 児童・生徒

ア 学校は、児童・生徒に対し、新型コロナウイルス感染症の予防について、特に疾病に対する抵抗力を高めるため、家庭における十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心掛けるよう指導する。

イ 学校は、児童・生徒に対し、手洗い（登校時や給食前、体育の授業後、外遊びの後、トイレ使用后など）、咳エチケット（ティッシュ・ハンカチや袖で口・鼻を覆う、マスク又はハンカチや手拭いなどの代用品（以下、「マスク等」という。）の着用など）の励行について指導する。着用するマスクについては、不織布マスクなど飛沫拡散の抑制効果の高いものの着用を推奨する。

ウ 児童・生徒（及び保護者）には、毎朝、自宅で検温するよう指示するとともに、発熱の風邪症状または腹痛、下痢等の症状、強いだるさや息苦しさなど（以下、「発熱等の風邪症状」という。）がみられるときは、無理をせずに自宅で休養するよう指導する。児童・生徒には、健康観察カード等を配布し、毎日記入・提出を求める。

エ 登校前に確認できなかった児童・生徒については、保健室等での検温及び風邪症状の確認をする。

(2) 教職員等（外部人材含む。）

ア 教職員等は、児童・生徒と接することから、手洗い、咳エチケットの励行や健康管理等の感染症対策を一層、徹底する。

イ 校長は、教職員等に毎朝自宅で検温を行わせ、適切な健康管理に努めるとともに、健康状態に不安がある教職員等には無理な出勤を避けるように積極的に促し、発熱等の風邪症状がみられるときは自宅で休養させるなど、適切な措置を確実に講じる。

(3) 校内環境

ア 学校においては、密閉空間（換気の悪い空間）、密集場所（多くの人が密集）、密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為）という3つの「密」を徹底的に回避する必要がある。このためには、換気の徹底と身体的距離の確保が重要である。

- ・換気を行うため、教室のドアは常時開放し、授業中における窓開けなどの換気は、可能であれば常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度窓を全開する等）、2方向の窓を同時に開けて行う。エアコンは室内の空気を循環しているのみで、室内の空気と外気の入替えを行っていないので、エアコン使用時においても換気は必要である。
- ・換気設備を設置している教室等では、常時、換気設備を稼働する。窓がない教室等では、送風機（サーキュレーター）等による強制換気を行ったり、常時送風機等を稼働させたりするなど、できる限りの工夫を行う。十分な換気を行い、空気のこもった空間とならないよう注意する。
- ・上記の適切な換気を行いつつ、空調や衣服による温度調節、除湿器による湿度調節などの校内環境管理の対策を講じる。
- ・全ての場面において、児童・生徒同士の間隔をおおむね1mを目安に確保するなど教室等の空間を最大限に活用し、可能な限り児童・生徒同士が対面とならないよう留意する。

イ 校内に石けんや消毒用アルコールを設置するなど、手指衛生を保てる環境を整備する。

ウ 消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はあるが、学校生活の中で、消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難である。そのため、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童・生徒、教職員等の免疫力を高め、手洗いを徹底することの方が重要である。

清掃・消毒については以下のポイントを参考にし、通常のコleaning活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れるようにする。消毒には、消毒用エタノール、家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液、一定の条件を満たした次亜塩素酸水など（以下、「消毒液等」という。）を、経済産業省や厚生労働省等が公表している資料等をもとに、使用する。その際は、発達段階に応じて児童・生徒が行うことや、外部人材等を活用することも考えられる。

- ・床は、通常のコleaning活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はない。
- ・机、椅子についても、特別な消毒作業の必要はないが、衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられる。
- ・大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）、配膳台は1日1回以上、消毒する。机、椅子と同じく、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことで代替することも可能である。
- ・トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常のコleaning活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はない。
- ・器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いをを行うよう指導する。
- ・消毒作業中は、目、鼻、口、傷口などを触らないようにし、換気を十分に行う。
- ・別添「清掃チェックリスト」の活用により、清掃や消毒の実施状況を管理する。

2 教育活動上の留意点

教育活動を行う際は、学校全体への感染症の拡大を防止するため、学年を超えた活動は必要最小限とする。また、臨時休校等により、学習の不足が生じた場合には、学習の際に補う計画を立てるなど適切な対応を行う。

学校行事等の実施に当たっては、各学校の教育目標等の実現を図ることを基本とし、3つの密（密閉・密集・密接）とならない計画の下での実施や、延期もしくは中止の判断を行う。

（1）教室等における密集の回避

児童・生徒同士の間隔をおおむね1mを目安に確保するなど教室空間を最大限に活用し、可能な限り児童・生徒同士が対面とならないよう留意する。

（2）全校朝会、朝礼、集会等

ア 実施する場合は、児童・生徒の間隔をおおむね1mを目安に確保する。間隔を確保することが難しい場合は、放送設備等を活用し、各教室で実施するなど工夫する。

イ 2方向の窓やドアを開けるなど、十分な換気を行う。

ウ 内容を精選し、全体の時間が長くないよう配慮する。

(3) 感染症対策に留意した各教科等の指導

ア 学校教育活動において、教職員及び児童・生徒は、身体的距離が十分とれないときはマスク等を着用する。次の場合には、マスク等を着用しなくてもよい。

- ・十分な身体的距離が確保できる場合は、マスク等を着用しなくてもよい。
- ・気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、熱中症などの健康被害を発生するおそれがあるため、マスク等は外してもよい。そのような場合には、できるだけ人との十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるようにするなどの配慮をすることが望ましいが、熱中症も命にかかわる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先する。
- ・児童・生徒が暑さで息苦しいと感じたときに、マスク等を外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断で適切に対応できるよう指導する。
- ・実技を伴う体育の授業においては、原則、マスク等を外すよう指導する。ただし、軽度な運動を行う場合や児童・生徒がマスクの着用を希望する場合は、マスク等を着用することは構わない。また、教員の説明を聞いているときなど運動をしていない場面においては、可能な限りマスク等を着用する。

イ 飛沫感染の可能性が高い以下の活動は、可能な限り感染症対策を行った上で「密集」「密接」を避けて実施する。

- ・音楽科における歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動は、一定の距離を保ち、回数や時間を絞るなどの工夫を行った上で、グループの人数に配慮して実施する。
- ・家庭科、技術・家庭科における調理等の実習は、衛生管理を徹底し、多くの児童、生徒が密集しないよう配慮して実施する。
- ・体育科、保健体育科における児童・生徒が密集する運動や児童・生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動は、回数や時間を絞るなどの工夫を行った上で、グループの人数に配慮して実施する。ただし、飛沫感染の可能性が高く、可能な限りの感染症対策を講じても児童・生徒の安全を確保することができないと判断されるような種目については、実施を控える。運動会の種目についても同様に考慮する。
- ・理科における児童・生徒同士が近距離で活動する実験や観察、図画工作や美術における児童・生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動、会話や発声などが必要な活動やグループや少人数による話し合い・教え合いなどの活動は、マスク等を着用し、一定の距離を保ち、回数や時間を絞るなどの工夫を行った上で、グループの人数に配慮して実施する。また、まなびポケットを利用した意見交換など、「密集」「密接」にならない方法を積極的に活用する。

ウ 水泳授業については、プール・プールサイド・更衣室等における密集・密接の場面を避けたり、シャワーや洗眼器の水栓及び更衣室のドアノブやロッカー等のこまめな消毒を行ったりするなどの感染症対策等を講じた上で実施する。

エ 感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い一部の実技指導などについては、年間

授業計画を見直し、指導の順序を変更する等の工夫を行う。

オ 授業中、児童・生徒に発熱等の風邪症状がみられるときには、速やかに保健室等に移動させるとともに、必要に応じて保護者に連絡した上で、下校させる。

(4) 学校給食

ア 配膳の効率化等を考慮した献立にする。

イ 給食前後の児童・生徒、教職員の手洗いを徹底する。

ウ 配膳・下膳時は密集を避けるため、児童・生徒が間隔を開けて並ぶなどの工夫を行い、児童・生徒が対面して喫食する形態を避け、黙食を徹底するよう指導する。

(5) 休憩時間

ア 教室等の窓を開放し、十分な換気を行う。

イ 児童・生徒が互いの間隔を適切にとるよう指導する。

ウ 特別教室やグラウンド等での活動後、また、トイレ使用後などに、手洗いを徹底する。

(6) 部活動

ア 生徒の体力や健康及び技能等の状況を踏まえ、安全を優先して活動計画を作成し、実施内容や方法を工夫するとともに、適宜、活動日・活動時間・活動内容等の見直しを行う。週休日等に実施する場合には、昼食時間を避けて活動時間を設定する。

イ 部活動の日時や実施内容をあらかじめ生徒・保護者に周知し、理解を得た上で実施する。

ウ 対外試合等の多数の生徒が集まる場への参加、定期演奏会や展覧会等の不特定多数の参加者が見込まれる活動の実施については、各部活動の意義や目的に照らし、その必要性について判断する。参加及び実施する場合は、必ず生徒・保護者の同意を得て、会場への移動時や会場での更衣室等の利用時なども含めて、学校として責任をもって感染症対策を行う。参加生徒は必要最小限の人数とする。

エ 更衣室等を使用する際は、定期的に換気するとともに短時間の利用とし、生徒が密集した状態とならないよう工夫する。

オ 生徒の健康・安全の確保のため、教員や部活動指導員が、地域の感染状況や生徒の体力、健康状況を考慮し、実施内容や方法を工夫する。

カ 身体接触を伴う活動など飛沫感染の可能性が高く、可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができないと判断されるような活動については、実施を控える。

キ 部活動の実施に当たっては、それぞれの特性に応じた感染症対策を講じる必要があるため、各団体等が作成したガイドラインを参考にする。

ク 運動部活動でのマスク等の着用については、体育の授業における取扱いに準じる。文化部活動も含め、部活動中にマスク等を外す際は、生徒間および教職員と生徒間の距離を確保するとともに、不必要な会話や発声を行わないようにする。

(7) 児童会・生徒会活動

委員会活動は、活動内容や協議事項を精選し、短時間で行えるように工夫する。

(8) 学校行事

ア 宿泊を伴う行事を実施する場合は、次の対策を講じるなどして、児童・生徒の安全を十分に確保する。

- ・学校のある地域又は活動先における感染状況等により、児童・生徒の安全が十分に確保できないと判断される場合は、キャンセル料が発生する前に、延期又は中止と判断する。
- ・感染者の発生に伴い、実施日が臨時休業となる場合は中止する。
- ・児童・生徒と保護者に対して、ねらい、感染症対策、経路、利用する交通機関、緊急時の連絡体制、医療体制、キャンセル料等について丁寧に説明し、参加承諾書を得る。必要に応じて、保護者会を開催する。
- ・旅行の計画に当たっては、次の点について確認する。
 - * 宿泊先や訪問先の施設等の感染症対策等
 - * 児童・生徒の感染が判明した場合の発症者の隔離や看護、濃厚接触者の対応及び保護者への引渡し方法等
 - * 移動に係る輸送機関の車内や機内等の換気等
 - * 宿泊先における人数に配慮した部屋割や入浴施設の利用等
 - * 食堂等の交代制による利用や一人ずつのセットメニューでの提供等
- ・実施2週間前から、児童・生徒の健康観察を徹底する。
- ・本人が新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、治癒するまで参加しない。
- ・本人又は同居の家族が濃厚接触者に特定された場合は、感染していないことが確認できるまで参加しない。
(上記2点は、いずれも医療機関又は保健所の判断による)
- ・出発日に本人や同居の家族に発熱や風邪の症状が見られる場合は参加しない。
- ・旅行中に、発熱や風邪の症状が出た場合、新型コロナウイルスに感染した場合及び濃厚接触者となった場合は、医療機関や保健所と相談の上で対応を行う。その際、旅行先での保護者への引渡しや、PCR検査等による滞在延長の可能性のあることを踏まえておく。
- ・旅行中に児童・生徒自身が感染予防の行動をとったり、移動や食事等の際に会話を控えたりできるよう、事前に指導する。

イ 校外での学習活動を実施する場合は、宿泊を伴う行事に準じて行う。

ウ 健康診断は、円滑な測定等が行われるよう、学年ごとに分散させるなど、健診時の待機者が滞留しないよう工夫を行う。

エ 学校の校庭や体育館等を使用して一堂に集まる場合は、児童・生徒及び参観者等の間隔をおおむね1mを目安に確保し、屋内では2方向の窓やドアを開けるなど、十分な換気を行う。講演会等において演台を使用する場合は、アクリル板を設置したり、演台から観客席等まで5m程度の距離を確保したりするなど、飛沫感染防止等の対策をする。歌唱や演奏等を行う者の舞台上の配置は前後2m程度、左右1m程度確保するとともに

に、舞台等から観客席等までの距離を5 m程度確保する。

オ 外部会場を使用する場合は、会場の使用規定等に基づくとともに、座席の配置は児童・生徒同士の間隔を十分に確保する。

カ 避難訓練で児童・生徒が一堂に集まるときは、児童・生徒の間隔をおおむね1 mを目安に確保するなど工夫する。

(9) 学校公開、保護者会等

ア 学校公開を実施する場合は、3つの密（密閉・密集・密接）を回避するために、期間、公開時間、人数、公開範囲などを工夫したり、学級を分割して授業を行ったりするなど、できる限りの感染症対策を行う。

イ 保護者会等を実施する場合は、座席の間隔をおおむね1 mを目安に確保し、2方向の窓やドアを開けるなど、十分な換気を行う。説明する内容などを文書等であらかじめ伝えるなど、短時間で開催できるように工夫する。

ウ 実施する場合、以下を参考にして対応する。

(例) ・来校者に対し、事前の検温、マスク等の着用、当日、発熱等の風邪症状が見られる場合は参加できないことなどを事前に周知する。

・当日、来校者が校舎に入る前に、事前の検温結果や発熱等の風邪症状の有無等を聞き取ったり、マスク等の着用を確認したり、手指消毒等を行わせたりするなどの感染症対策を行う。

・授業見学は、来校者が交代で教室に入室したり、廊下からの見学としたり、見学する授業や来校者の動線を限定したり、来校者同士の間隔をおおむね1～2 m程度確保したり、来校者の会話や発声を控えていただいたりするなど工夫をする。質問等の対応は、飛沫感染防止の工夫をしたスペース等を準備するなどの工夫をする。

・集合形式で説明等を行う場合、内容を精選してなるべく短時間として、長くても1時間程度とする。座席をあらかじめ指定する等、万が一、来校者から陽性者が出た場合の調査が円滑に行えるようにする。質問等は飛沫感染防止の工夫をしたスペース等で対応したり、後日ホームページ等で回答したりする。説明者はマスク等を着用したり、アクリル板を設置したりするなどの飛沫感染防止を行う。

(10) 地域の感染状況等により、警戒度を上げなくてはならない場合（緊急事態宣言・まん延防止等重点措置適用等の場合）

ア 感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い学習活動は行わない。

(例) ・グループや少人数等での話し合い活動

・音楽における歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動

・家庭科における調理実習

・体育における身体接触を伴う活動（マット運動、球技におけるゲーム、武道における攻防など）

・児童・生徒が対面で操作したり、顔を寄せ合い観察したりする実験や観察、実習

イ 部活動においても感染リスクの高い活動は行わず、実施に当たっては、必要最低限

の活動日数・時間及び参加人数にする等の感染症対策を徹底する。大会等への参加は、校長の責任の下、可とするが、保護者に対して出場に関する通知等を発出した上で、生徒・保護者の同意書を得るとともに、大会等の初日を起算日として14日前から大会等終了まで、毎日、生徒の健康観察を行う。

ウ 緊急事態宣言下においては、児童・生徒が学年を超えて一堂に集まって行う行事、校外での活動のうち、グループによって目的地が異なり、かつ公共交通機関等を利用した活動は延期又は中止する。

エ 宿泊を伴う行事は延期又は中止する。

オ 児童・生徒に対して、原則として、放課後は速やかに帰宅するよう指導する。

カ 原則として、外部講師、外部人材など外部からの来校は控えていただく。保護者や地域等への学校公開は行わない。

3 児童・生徒の心身の状況の把握と心のケア等

(1) 支援が必要な児童・生徒の早期発見・早期対応に向けた取組

コロナ禍で、今後の見通しがもちづらい状況下において、児童・生徒が漠然とした不安や深刻な悩みを一人で抱え込んでしまう心配があるということについて、全教職員で共通理解を図った上で、年間を通して丁寧な心のケアを行う。

支援が必要と思われる児童・生徒の早期発見・早期対応のために、児童・生徒を対象としたアンケート調査や、学級担任等による丁寧な観察や個人面談等、教職員が児童・生徒の小さな変化を見逃さないようにするための取組を行う。

その上で、気になる様子が見られる児童・生徒等については、教職員間で情報を共有するとともに、関わりの深い教員等が当該児童・生徒に声を掛け、不安や悩みの解消に向けて支援することを伝える。

特に、成績の低下、うつ病等の様々な精神疾患の疑い、家庭環境の変化等、自殺の危険因子となる状況がないか留意するとともに、児童・生徒に自殺を企図する兆候が見られた場合には、特定の教職員で抱え込まず、保護者、医療機関等と連携しながら組織的に対応する。

また、必要に応じて、児童・生徒や保護者等に対してスクールカウンセラーによる面接の実施や、スクールソーシャルワーカーによる生活・福祉等の支援を行うなど、適切な役割分担により対応する。

(2) 学校・家庭・地域の連携による「子供が安心して相談できる環境」の構築

全ての児童・生徒に、どんなに小さなことでも心配なことがある場合は、身近にいる信頼できる大人や、相談機関に相談するよう、校長講話や学級指導、相談窓口連絡先一覧の配布時等の機会を捉えて、折に触れて伝える。

さらに、学校だよりや学校ホームページ等により、保護者や地域に対して、家庭における児童・生徒の見守りについて依頼するとともに、児童・生徒に少しでも気になる様子が見られる場合は、学校や相談機関に相談するよう周知する。

(3) やむを得ず学校に登校できない児童・生徒へのICTを活用した学習指導等について

臨時休業や出席停止等により、児童・生徒がやむを得ず登校できなくても、学校と自宅等をつなぐ手段を確保し、学習に著しい遅れが生じることのないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持することが重要である。児童・生徒とコミュニケーションを絶やさず学びを止めないために、以下の対応を組織的に実施する。

- ア 1人1台のICT端末等を活用し、オンラインによる朝の会や健康観察で会話する機会を確保する。
- イ ICT端末に学習課題等を配信して自宅学習を促進したり、同時双方向型のウェブ会議システムを活用して授業を遠隔で視聴したりする。
- ウ 学級閉鎖がいつ起きても対応できるように、ICT端末等を活用してのオンラインの取組方法について、各学級において、事前に周知し指導しておく。

4 登校の判断

(1) 医療的ケアが日常的に必要な児童・生徒について

- ア 医療的ケア児が在籍する学校においては、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をする。
- イ 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童・生徒についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、個別に登校の判断をする。
- ウ 登校すべきでないと判断した場合、出欠の扱いは「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

(2) 海外から帰国した児童・生徒について

- ア 国や地域を問わず、海外から帰国した児童・生徒については、帰国後2週間は本人又は保護者との連絡を密にし、検疫所等からの要請内容を確認し、要請に従うよう指導する。国や地域によっては、日本に帰国した後、検疫所長の指定する場所等で実施したPCR検査結果が判明するまでの待機や、公共交通機関の使用自粛要請等もあり得る。
- イ これらの場合の出欠の扱いは「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

(3) 感染症の予防上、保護者が児童・生徒を出席させなかった場合について

新型コロナウイルス感染症の流行に対して、その予防のため又は発熱等の風邪症状があるため、保護者が児童・生徒を出席させなかった場合の出欠の扱いについては、校長が出席しなくてもよいと認める日として扱うことができる。その際、指導要録上の取扱いは「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。

(4) ワクチン接種に伴う出欠等の取扱いについて

児童・生徒が医療機関等においてワクチン接種を受ける場合、期日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時間を要する場合等に、校長が「非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた場合」に該当すると判断し、指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録することで欠席としないなどの柔軟な取扱いをすることを可能とする。

また、副反応であるかに関わらず、接種後、児童・生徒に発熱等の風邪症状が見られるときには、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置を取ることができる。発熱等の風邪症状以外があった場合は、児童・生徒や保護者から状況を聴取し、校長において適切に判断する。

5 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への対処

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染者の対策や治療にあたる医療従事者とその家族、感染が確認された諸外国から帰国された方、外国人の方に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、このような偏見や差別が生じないように、発達段階に応じた指導を行う。

新型コロナウイルス感染症に起因するいじめ等の防止の観点から、発達の段階に応じた指導を定期的に行う。その際、例えば、事情によりマスク等をするのができない、咳をしている、登校時における検温で熱がある、医師の指示等により出席を控えているなどの児童・生徒へのいじめや偏見、差別が生じないように、生活指導上の配慮等を十分に行う。その上で、医療従事者等への感謝の念を育む指導を継続的に行い、児童・生徒や保護者等が、新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合には、学校や相談窓口にご相談するよう、適宜周知する。

新型コロナワクチンの接種を受けたか否かは極めて重要な個人情報であることに加え、接種を受ける又は受けないことによって、差別やいじめなどが起きることは断じてあってはならないものである。新型コロナワクチンを接種したか等について挙手をさせて聞き取るなどの人権への配慮に欠けた対応をしないよう、以下の新型コロナワクチン接種に係る対応に留意する。

- ・ワクチンの接種は強制ではないこと
- ・周囲にワクチンの接種を強制してはいけないこと
- ・身体的な理由や様々な理由によってワクチンを接種することができない人や接種を望まない人もいること。また、その判断は尊重されるべきであること
- ・接種の強制につながるものがないよう、児童・生徒の行事への参加等に際して、ワクチンの接種等の条件を付さないこと

6 教職員の健康管理

(1) 毎朝自宅で検温し、発熱等の風邪症状を確認の上、出勤時に「健康チェック表」に体温等を記入する。学校において「健康チェック表」を、出勤簿のそば等に常備し、出勤時に記入できるようにしておく。管理職は、毎日、別添「健康チェック表」の記載内容

を確認し、3週間は保管する。

- (2) 発熱等の風邪症状がみられるときには、決して無理せず自宅で休養する。出勤後に発熱等体調が悪くなった場合は、すぐに管理職に報告し帰宅することとし、公共交通機関を使う場合は、マスク等を装着し、できる限り人と近距離で接触しないよう注意する。
- (3) 教員が感染者又は濃厚接触者となった場合を想定した学校運営体制について、検討をしておく。
- (4) 手洗い、咳エチケットを徹底し、近距離での会話や発声が必要な場面では、飛沫をとばさないようマスク等を装着する。
- (5) 勤務時間外においても、「3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なる場」を避ける。家族、同居者等も同様に認識していただく。

II 臨時休校編

今後も、再度感染者が増加する事態が想定される。新型コロナウイルスとともに社会で生きていくためには、感染リスクはゼロにはならないという認識に立ち、感染症対策の徹底と学習の保障の両立を図り、今後に備えていくことが必要である。

1 学校において感染者等が発生した場合の対応

学校において感染者等が発生した場合には、学校医や保健所等と連携して速やかに対応し、学校での集団発生を防いでいく。

(1) 感染の疑いがある（濃厚接触者と特定など）と判明した場合

ア 校長は、児童・生徒等や教職員等、学校関係者が濃厚接触者と特定されるなど、感染の疑いがあるとの情報を得た場合は、症状の有無や経過、学校内における活動の態様、接触者の多寡、感染経路の明否等について、本人等に確認を行う。感染の疑いがある者が児童・生徒等の場合、校長は必要に応じて、学校医や保健所等に相談の上、学校保健安全法（以下「法」という。）第19条に基づき出席停止の措置を、教職員等の場合、自宅勤務、事故欠勤等により出勤させない措置を、それ以外の学校関係者の場合、校内への立入禁止の措置を行う。

なお、出席停止等の期間は、感染がないと確認できるまでとする。

感染の疑いがある者	措置	期間
児童・生徒等	出席停止	感染がないと 確認できるまで (医療機関又は保健所 の判断に基づく。)
教職員等	自宅勤務、事故欠勤等	
それ以外の学校関係者	校内への立入禁止	

イ 校長は、校内での感染の疑いがある者について接触歴等の情報をまとめ、保健所や学校医への相談、小金井市教育委員会学校教育部学務課保健給食係への報告を行う。

ウ 原則として臨時休校は実施しない。ただし、校内での集団発生が疑われる場合には、保健所や学校医等の助言等を参考に、必要に応じて臨時休校を実施する場合がある。

エ 家族内に感染を疑われる者がいる場合（感染を確認するための検査を受けているな

ど)は、原則として自宅で休養するよう指導する。

(2) 感染者が判明した場合

ア 校長は、児童・生徒等や教職員等、学校関係者が感染したと判明した場合は、症状の有無や経過、学校内における活動の態様、接触者の多寡、感染経路の明否等について、本人等に確認を行う。感染者が児童・生徒等の場合、法第19条に基づき出席停止の措置を、教職員等の場合、事故欠勤、病気休暇等の措置を、それ以外の学校関係者の場合、校内への立入禁止の措置を行う。出席停止等の期間は治癒するまでの間とし、治癒は医療機関ないし保健所の判断に基づく。

感染者	措置	期間
児童・生徒等	出席停止	治癒するまで (医療機関又は保健所の 判断に基づく。)
教職員等	事故欠勤、病気休暇等	
それ以外の学校関係者	校内への立入禁止	

なお、本項の状況の下、接触者に感染の疑いがある場合、前項(1)による取扱いを同様に行う。

イ 校長は、校内での感染の疑いがある者について接触歴等の情報をまとめ、保健所や学校医への相談、小金井市教育委員会学校教育部学務課保健給食係への報告を行う。

ウ 保健所の指示による感染者の行動範囲の消毒及び校内での濃厚接触者の特定がなされるまでの期間に臨時休校を実施するかは、保健所の見解や学校医の助言等を踏まえ、学校の全部又は一部を臨時休校とする必要があるか検討する。濃厚接触者の特定に時間を有しない場合や、濃厚接触者がいない等の場合においては、必ずしも臨時休校の必要はない。(臨時休校を実施する場合、感染者が発生した後、1～3日の臨時休校を実施してから、学校を再開する例が一般的である。)

なお、感染した者等の学校内における活動の態様、接触者の多寡、感染経路の明否等を総合的に考慮し、保健所と相談の上、学校医と連携しつつ、必要に応じて、休校の実施の有無、規模、期間について検討し、学校の一部又は全部を休校する場合がある。

エ 接触者であっても濃厚接触者に特定されなかった児童・生徒等及び教職員等については、感染症対策を徹底して行っていたのであれば、原則として、登校は可能と考えられる。ただし、学校は、これらの者に対し、引き続き感染症対策を徹底させるとともに、児童・生徒等については健康観察カード等を提出させ、教職員等には健康チェック表により健康状態を把握する。

オ 感染者の行動範囲等について、保健所から消毒の助言がある場合には、その助言に基づき消毒する。

感染者が発生した場合の消毒について

児童・生徒等や教職員の感染が判明した場合には、保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒を行います。必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒するようにします。

なお、物の表面についてのウイルスの生存期間は、付着した物の種類によって異なりますが、24時間～72時間くらいと言われており、消毒できていない箇所は生存期間を考慮して立ち入り禁止とするなどの処置も考えられます。

◆令和2年6月4日付事務連絡「学校における消毒の方法等について」（文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課）

(3) 濃厚接触者の特定

児童・生徒や教職員の感染が判明した場合に、保健所が示す一定の基準に基づく濃厚接触者等の特定のため、校内の濃厚接触者等の候補者リストの作成に協力することが必要な場合がある。その際、以下の定義に基づきリストを作成することとする。

ア 濃厚接触者等の候補の考え方

感染者の感染可能期間（発症から2日前（無症状の場合は検査日から2日前）から療養解除の基準を満たすまでの期間）のうち、当該感染者が自宅療養等を開始するまでの期間において、以下の①又は②のいずれかに該当する児童・生徒等及び教職員とする。

① 濃厚接触者の候補

- ・感染者の飛沫に直接接触した可能性の高い者（1m以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わず、濃厚接触者に該当する場合がある。）
- ・1m程度の距離で、マスクを正しく着用していない等、必要な感染予防策なしで感染者と15分以上の接触があった者

② 濃厚接触者周辺のリスト作成対象となるものの候補

- ・感染者と同一の学級の児童・生徒等
- ・感染者と同一の部活動に所属する児童・生徒等

※学校において上記の候補の速やかな特定が困難な場合は、判明した感染者が1人でも、感染状況によっては、原則として当該感染者が属する学級等の全ての者をリスト作成対象の候補とすることが考えられる。

イ リストの特定作業を行う場合の留意事項

- ① 感染者を含め、児童・生徒等のプライバシーに配慮すること
- ② 適切な候補者リストを作成するため、特定の教職員のみにも過度な負担がかからないようにすることに配慮しつつ、管理職の指示に基づき組織的に実施すること

(4) 緊急事態宣言等の発出時における学級・学年・学校閉鎖の条件

緊急事態宣言が発出される等、地域の感染の広がりを強く警戒する必要がある状況において、学校内で感染が広がっている可能性が高いとみなされる場合、学校医等と相談

し、学校と教育委員会で協議して臨時休業の決定をする。その際は、以下の条件を基準とする。

ア 学級閉鎖

以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合

- ① 同一の学級において複数の児童・生徒等の感染が判明した場合（ただし、陽性者が感染可能期間に学校内に立ち入っていない場合は除く）
- ② 感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ③ 1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
- ④ その他、教育委員会との協議で必要と判断した場合
(※学校に2週間以上来ていない者の発症は除く。)

イ 学年閉鎖

複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合

ウ 学校全体の臨時休業

複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

エ 閉鎖期間のめやす

5日程度を目安に感染の把握状況、感染の拡大状況、児童・生徒等への影響等を踏まえて判断する。

2 地域の感染状況を踏まえた対応

特定の地域におけるクラスターの発生状況や感染がまん延している場合等によっては、一部又は全ての学校において休業措置を行う場合がある。そのような場合においても、それぞれの生活圏がどのような感染状況にあるかを把握し、児童・生徒の学びを保障する観点からどのような対応が必要か検討した上で、きめ細かく対応する必要がある。

清掃チェックリスト (例)

(場所等)			月		
日	実施時間	実施者	日	実施時間	実施者
1			17		
2			18		
3			19		
4			20		
5			21		
6			22		
7			23		
8			24		
9			25		
10			26		
11			27		
12			28		
13			29		
14			30		
15			31		
16					

